

西原町学校給食共同調理場からの再三の請求・督促・訪問にもかかわらず、給食費を納入していただけない保護者の方に対しては、法的措置候補者選定通知書により納付を促します。

↓ それでも納付がない場合（悪質なものの）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の同意を得て、法的手続きである「支払督促制度」を活用して、簡易裁判所へ申立を行い、未納金の回収に努めていきます。

※支払督促とは
金銭その他の代替物または有価証券の給付を目的とする請求について、簡易裁判所において債権者の申立のみに基づいて債務者にその支払を督促するもの。

お問い合わせ 西原町学校給食共同調理場 ☎ 945 - 4935 担当：新垣・喜納

西原町広報メール「わわらびメール」!!

日々の暮らしに、新生活の情報収集に。

さわふじメールとは

西原町の行政情報をメールで提供するシステムです。役場が発信する情報を、手軽に、スピーディーに入手できます。さらに、欲しい情報のカテゴリを事前に登録するので、自分に合った情報が受診できます。今すぐ、パソコンや携帯から登録しよう♪



《メールマガジン配信カテゴリ》

ジャンル	内容等
地域安全・防災メール	警察署などの防犯情報、気象警報や地震などの災害や被害等を随時配信。
イベント情報メール	町内の各種イベント情報配信
図書館だより	町立図書館の情報を配信。
生涯学習だより	生涯学習事業の情報を配信。
子育て支援だより	子育て関連の情報を配信。
健康だより	保健予防事業や検診などの情報を配信。

《パソコンで登録》

西原町ホームページのメールマガジン用バナーから登録してください。

《携帯電話で登録》

「nishihara@jin2.jp」に空メール、または次のQRコードを読み取り、表示アドレスに空メールして登録してください。



【災害時に備えて、メールマガジンに登録を！】

3月11日に発生した東日本大震災の影響で、沖縄県の沿岸部に津波警報が発令され、西原町では東崎の海岸部に避難勧告が指示されました。それを受け、17時20分に避難場所や津波の到達予想時刻、注意喚起などを記したメールを発信しています。

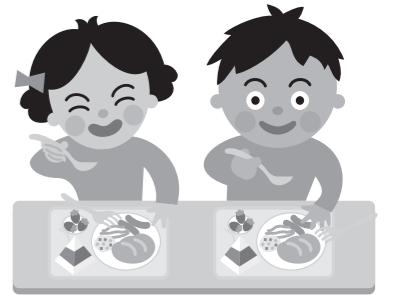
送信されたメールの一部(3月11日17時20分)

【津波警報】沖縄県沿岸地方に津波警報が発令されています。津波の到着予定時刻が17:40ごろ、予想される津波の高さは1mです。場所によって津波は予想高さを超える可能性があります。沿岸には絶対に近づかないようお願いします！

メールマガジンのいいところは、登録さえしておけば、メールが受信できる状況であれば必ず情報が受診できることです。災害に対する備えは、多いに越したことはありません。避難所や防災グッズの確認と一緒に、メールマガジンに登録を！

お問い合わせ：総務部企画財政課 広報係 ☎ 945-5340

学校給食と給食費未納対策について



給食費は食材の購入だけに使われる経費です。
給食費の納入にご協力とご理解をお願いいたします。

1 学校給食の実施状況

西原町では、6校の小中学校と4幼稚園において、安全安心なおいしい学校給食を目指して完全給食を実施しています。

西原町学校給食共同調理場でおよそ4,200食を調理しています。

2 学校給食を実施するために必要な経費の負担

経費の負担については、学校給食法第11条や学校給食法施行令第2条等の定めにより、西原町は学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を負担しています。

また、西原町が負担する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすることと定められており、食材の購入のための費用を給食費として、保護者のみなさんに負担していただいています。

3 給食費の定め方

給食費は栄養摂取基準を基に、前年度の食材の品目、数量及び購入価格、過去の状況などを参考に算定されており、食材の購入のみに使われます。

食材の購入方法

西原町学校給食共同調理場の給食担当職員が、安全な食材確保を第一に地産地消などに考慮しながら購入しています。

良質で安価なものを計画的に購入し、保護者のみなさまの負担を少しでも軽減できるように努めています。

4 給食費の未納が発生した場合

給食費は食材の購入のみに使われるため、食材購入に支障が出て、児童生徒及び幼稚園児の食べる給食に大きな影響が出るようになります。

5 経済的に給食費の支払が困難な場合

経済的に給食費の支払が困難な保護者の方に対しては、援助制度があります。その都度、学校にご相談ください。

6 給食費の滞納額

平成22年度分	9,708,100円(平成23年3月31日現在)
滞納繰越分	97,656,296円(平成23年3月31日現在)

7 給食費の滞納整理

西原町では、給食費の滞納整理のため「西原町学校給食費滞納整理等事務処理要項」を策定いたしました。それに基づき以下の通り取組を強化し、滞納繰越分の給食費の徴収に全力をあげます。